

# 一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会会議公開方針

(平成24年6月26日決定)

(平成25年5月16日改正)

## 第1 趣旨

この方針は、「一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会設置要綱」第6条に基づき、一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱

1. 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
2. 公開することにより、造林公社または造林公社の社員の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合のほか公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合等、必要に応じて委員長が委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

## 第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、インターネット上のホームページへの掲載により周知する。

## 第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1. 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。  
また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2. 会議結果の公表

- (1) 公開した会議の結果については事務局において、議事録（非公開の議題については会議要録）を作成するものとする。
- (2) 議事録または会議要録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- (3) 議事録または会議要録は、会議資料とともにホームページへ掲載するものとする。  
ただし、個人情報等公開することが不相当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

# 一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会傍聴要領

(平成24年6月26日決定)

(平成25年5月16日改正)

## 第1 趣旨

この要領は、「一般社団法人滋賀県造林公社経営評価委員会会議公開方針」に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 傍聴の手続等

会議の傍聴を希望する者は、次に掲げる事項に従わなければならない。

1. 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会時刻までに、会場に設置する受付において、住所、氏名その他委員長が必要と認める事項を申し出て、傍聴を申し込むものとする。
2. 前項による傍聴を希望する者が定員を超え、会場に余裕があると認められる場合は、委員長の判断により傍聴を許可できるものとする。
3. 会議の開会時刻以降の傍聴許可はしないものとする。
4. 傍聴の許可を受けた者は、係員の指示に従い、会議の会場へ入場し、所定の席に着席しなければならない。
5. 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

## 第3 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者
- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

## 第4 傍聴人の遵守事項

1. 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。
  - (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
  - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
  - (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと
  - (4) みだりに席を離れないこと。
  - (5) 飲食または喫煙をしないこと。
  - (6) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること
  - (7) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと
  - (8) 前7号の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。
2. 委員長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、注意を促し、なお注意に従わないときは、退場を命ずることができる。
3. 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。